

シンポジウム

医療基本法の議員立法に向けて ～あなた自身が、人権に根ざした医療を受けるために～

高齢社会の進展や新型コロナ・ウイルス問題などを受け、医療政策の重要性は日々高まっています。

しかし、私たちの国には、未だ、医療政策の基本理念を定める「医療基本法」が制定されていません。

今こそ、人権保障の考え方に対する医療政策のグランド・デザインたる医療基本法が制定されるべきであると考えます。

今、国会では医療基本法に関する超党派の議員連盟が設立され、制定に向けた議論が具体化しつつあります。

このたび、私たちは、患者団体等から賛同を得て、制定に向けて充実した議論を求める旨の要望書を国会議員に提出しました。

この要望書を題材に、医療基本法には何を定めるべきなのか、みんなで考えるシンポジウムを、下記の要領で開催いたします。

オンラインミーティングシステムを利用したWEB上での開催となります。ひとりでも多くの方にご参加いただければと思います。

2020年12月6日（日）
14時～15時半

要望書の解説のほか、WHO憲章における健康の概念、世界医師会リスボン宣言を踏まえた患者の権利擁護者としての医療者の役割、医療の安全と質の確保、病気または障がいによる差別の禁止など、重要な問題について各団体からの指定発言を受け、問題意識を深めたいと思います。

■□■オンライン形式ですが、事前申込が必要です■□■

申込要領：kobayashi@kawagou.org宛に「シンポジウム参加申込」のタイトルで、本文に「氏名」「所属」を明記してメールを前日までにご送信ください。おって、送信アドレスに当日のオンラインミーティングのURL（Zoom形式）をお届けします。

参加要領：当日14時になりましたら受信したURLをクリックしてご参加ください。

主催：患者の権利法をつくる会、患者の声協議会、Medical Basic Act Community

連絡先：患者の権利法をつくる会

〒812-0054 福岡市東区馬出1-10-2-6F ☎092(641)2007